

⑩還付申告をされる方は、申告者名義の振込先口座番号がわかるもの。

※源泉徴収票をなくしたら

申告には必ず原本が必要で、源泉徴収票を紛失した場合は、支払者（職場など。年金は、年金の支払者）に再発行してもらったうえで、ご来場ください。発行されない場合は、税務署にお尋ねください。

自主申告にご協力ください

毎年申告会場は、大変混み合います。申告書をご自身で記入できる方は、申告会場および税務課窓口の税務署への直送投函箱をご利用ください。（申告期間中のみの設置）ご不明な点がある方は、申告相談にお並びいただき職員にお尋ねください。青色決算書・白色収支内訳書は、必ずご自身で作成してから、ご来場ください。

租税公課や減価償却の計算でわからないことは、事前に市役所および税務署にお尋ねください。

次の方は津島税務署の確定申告会場（津島商工会議所）で申告をしてください

- ・土地・建物・株などを売却された方
- ・贈与税や消費税などの申告をされる方
- ・青色決算書・白色収支内訳書の作成についての相談をされる方
- ・住宅に関わる税額控除を受ける初年度の申告をされる方

医療費控除の豆知識

Q 一つの領収書が対象ですか？

A 申告をする年分の1月1日から12月31日に支払った領収書が対象です。

Q 誰の分が対象になるのですか？

A 申告者（自身と申告者と生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った領収書が対象です）。

Q 領収書をなくしましたが間違いなく支払いました。健康保険からのお知らせありません。

A 領収書は必ず確認させていただきます。なければ対象とはなりません。

Q 健康保険から送られてくる医療費のお知らせは、実際に支払った金額ではなく使用した金額のお知らせですので、領収書に代わるものではありません。

Q 医療費控除をすると医療費が戻ってくるのですか？

A 医療費が戻ってくるということではありません。

医療費控除額は、正しい所得税（住民税）の税額を計算する際に、所得から差し引くことのできる金額です。

医療費控除額＝
かかった医療費－健康保険や生命保険などから補てんされた額－所得の5%（最高10万円）

Q 医療費控除をすると税額にどれだけの影響があるのですか？

A 税額への影響額＝医療費控除額×税率（所得税…所得に応じ5%から45%、住民税…10%）

例えば、1年間でかかった医療費が125,000円で保険金を20,000円もらっており、所得が200万円の方の場合

医療費控除額＝
(かかった医療費125,000円－補てんされた保険金20,000円)－2,000,000円×5%

所得税への影響額：医療費控除額5,000円×5%＝250円
住民税への影響額：医療費控除額5,000円×10%＝500円

医療費控除の対象となる主な領収書

- ・医師または歯科医師の診察費、治療費
- ・治療または療養に必要な医薬品の購入
- ・病院、診療所に支払った入院、入所費（診療費、治療費、居住費、食費）
- ・おむつ代（医師の証明書は毎年必ず必要。ただし、介護保険受給中の方で市町村長が認める方は、市町村長の証明書で代用可能（弥富市の場合は介護高齢課にお問い合わせください。）
- ・出産に係る費用（妊娠と診断されてからの定期検診、検査の費用を含みます。）
- ・発育段階にある子どもの歯列矯正に係る費用

など

対象とならないもの

- ・インフルエンザなど予防のために接種した注射代
- ・健康診断にかかる費用（ただし健康診断の結果、重大な病気が発見され、かつ、その診断などに引き続きその疾病の治療を行っている場合を除きます。）
- ・健康維持、予防などの医師の指示のないドリンク剤やサプリメント
- ・医師の作成した診断書などの文書料
- ・入院時にご本人や家族の都合で発生した個室の差額ベッド代
- ・入院に際し購入した洗面やパジャマなどの身の回りの品の購入費
- ・メガネやコンタクトレンズの購入費
- ・美容に係る手術や歯科治療費（矯正など）

など

所得税、個人事業者の消費税

および贈与税の申告会場を

津島商工会議所で開設します

▼開設期間

2月16日（火）～3月15日（火）
（土・日曜日は休みですが、2月21日（日）・28日（日）に限り開設いたします。）

※開設期間中、税務署では申告書の提出はできませんが、申告書の作成指導は行っていますので、津島商工会議所申告会場にお越しください。

▼開設時間

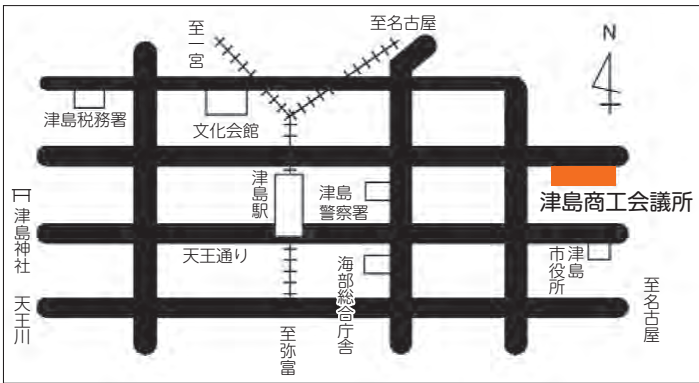
9時～17時
（申告書の作成には時間を要しますので、16時までにお越しいただくようお願い申し上げます。なお、会場の混雑状況により案内を早めに終了する場合があります。）

▼ところ

津島商工会議所
（津島市立込町4丁目14番地）

▼問い合わせ先

津島税務署 ☎26-22161
電話は自動音声で案内しています。
音声案内に従って操作してください。



確定申告書の送付は、
税務署より送付します。
発送についての
お問い合わせは、
直接、津島税務署へ
お願いいたします。

インターネットに

接続できる方におすすめです、
ぜひご利用ください！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると簡単に申告書を作成することができます。（国税庁ホームページアドレス www.nta.go.jp）
ここでは、作成した書類を印刷し、郵送で提出したり、e-Taxを利用できます。
e-Taxとは、あらかじめ開始届出書を提出し、利用者識別番号などを取得しておけば（オンラインで取得できます。）インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができるシステムです。

《印刷した申告書の提出先》

〒496-1872
津島市良王町二丁目31番地の1
津島税務署
もつと詳しい情報は、e-Tax
ホームページでご確認ください。
www.e-tax.nta.go.jp

確定申告書の作成に当たっては、
復興特別所得税の記入漏れに
ご注意ください。

